

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【公開番号】特開2017-103144(P2017-103144A)

【公開日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【年通号数】公開・登録公報2017-021

【出願番号】特願2015-236502(P2015-236502)

【国際特許分類】

H 01 R 35/04 (2006.01)

H 01 R 13/629 (2006.01)

【F I】

H 01 R 35/04 E

H 01 R 13/629

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月24日(2018.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

前記本体溝48は、前記挿入口47の下方に位置する始端（操作方向前側の端；図4では左端）から前記操作方向と逆向き（図4では右向き）に延びるとともに、その終端（操作方向後ろ側の端；図4では右端）に向かうに従って上下方向の幅が狭くなる形状を有している。前記本体溝48の前記始端の上下幅は前記被操作部28の直径よりも十分大きな寸法に設定されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

なお、前記第2配線材W2の長さについては、後述のように第1及び第2コネクタ10, 20の嵌合が完了した段階で当該嵌合にかかるず第1部材M1に対する第2部材M2の所定範囲内の回動を許容できるだけの予長が与えられる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

2) 第1部材M1と第2部材M2との連結

前記のように第1配線材W1が配線されかつ第1コネクタ10が固定された状態の第1部材M1と、第2配線材W2が配線されかつ第2コネクタ20が取付けられた状態の第2部材M2と、が相互に連結される。具体的に、この実施の形態では、前記第1部材M1の上端において小径の円筒状外周面をもつ嵌入部2が前記第2部材M2の筒状の下端部に嵌入されることにより、当該第1部材M1に対して当該第2部材M2が両部材M1, M2の中心軸に相当する回動中心軸回りに相対的に回動可能となるように連結される。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0061**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0061】**

例えば、第1部材M1，M2同士の不完全な連結、第1部材M1に対する第1コネクタ10の取付位置の誤差、第2部材M2に対する第2コネクタ20の取付位置の誤差、その他の部品寸法の誤差や組立により生じる誤差、の少なくとも一つに起因して、前記被操作部28が第1及び第2部材M1，M2の連結の完了の段階で図8に示される位置、つまり図4に示される位置よりも上側の位置、に留まってしまった場合でも、この状態から嵌合操作部材40が操作方向に操作されることにより、その被操作部28の位置に対応したタイミング（図4に示される場合よりも早いタイミング）で操作面（上端面48a）が前記被操作部28に当接してその位置からのさらなる操作により当該被操作部28を嵌合方向に移動させることができると、当該被操作部28に対して上端面48aが当接するタイミングのずれによって吸収することが可能であり、これにより、当該被操作部20の位置のばらつきにかかわらず第1及び第2コネクタ10，20同士の嵌合及びコネクタ保持部材30からの第2コネクタ20の離脱を達成することができる。